

平成 23 年 1 月 6 日

各 位

社団法人 徳島県産業廃棄物処理協会

会 長 板 東 昭

改正法の説明会の開催について（通知）

事業者の皆様におかれましては、かねてより社団法人徳島県産業廃棄物処理協会の活動にご理解、ご賛同いただきますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 34 号（以下「改正法」という。））が平成 22 年 5 月 19 日に公布され、平成 23 年 4 月 1 日の施行が予定されています。

この改正法は、産業廃棄物処理業に携わる事業者にとりまして廃棄物の適正処理や資質向上のためには必要不可欠な知識であることから、次の日程で改正法についての説明会を開催します。

なお、この説明会は産業廃棄物処理業に携わる事業者の皆様にご理解を深めてもらうことを目的に当協会が県に依頼したものであり、会員の有無に関係なくご自由に参加いただくことができます。

- 1 開催日 平成 23 年 2 月 8 日（火）
- 2 時 間 ①午前 10 時から （徳島市・小松島市の事業者）  
②午後 1 時 30 分から （上記以外の地域の事業者）  
（受付は各 30 分前から）  
※説明会は午前と午後の 2 回に分けて行いますが内容は同じです。
- 3 場 所 徳島市北佐古 1 番町 5-12 J A 会館別館 2 階  
（J R 佐古駅 徒歩約 3 分）
- 4 対象者 産業廃棄物処理業に携わる者（会員の有無は問いません）
- 5 説明会内容 改正法の概要について
- 6 参加費 無料
- 7 申し込み方法

別紙「申込書」により、平成 23 年 1 月 28 日（金）までにファックスまたは郵送でお申し込み下さい。なお、申し込み多数の場合は会場の収容可能人数になり次第に締め切らせていただきます。

（照会先） 〒770-0942 徳島市昭和町 3 丁目 35-1 徳島県労働福祉会館 5 階  
社団法人 徳島県産業廃棄物処理協会  
電話 088-626-1381 ファックス 088-623-0381

社団法人 徳島県産業廃棄物処理協会あて

F A X 0 8 8 - 6 2 3 - 0 3 8 1

改正法の説明会申込書

日 時	2月8日(火)		
	①午前10時から	②午後1時30分から	
参加される時間に○印			
貴社名			
所在地			
出席者 職氏名			
許可の種類	産廃	収集運搬	中間処理 最終処分
	特管	収集運搬	処分 ○印をつけて下さい
連絡先	TEL FAX		

- ※ 1月28日(金)までにFAX又は郵送でご回答下さい。
- ※ 申し込み後に都合により欠席される場合は下記まで連絡下さい。
- ※ 会場の収容人数になり次第に締め切らせていただきます。

(照会先)

〒770-0942 徳島市昭和町3丁目35-1 徳島県労働福祉会館5階  
社団法人 徳島県産業廃棄物処理協会  
電話 088-626-1381 ファックス 088-623-0381